

販売代理商品個別規定

第1条 販売代理

当社は、当社以外の第三者が販売する商品、サービス（以下、「販売代理商品」という。）を当該販売者（以下、「販売元」という。）の代理店・販売店として販売することがあり、本規約はその場合に適用されるものです。

第2条 契約関係

販売代理商品の個別の販売時に当社が媒介業務であること又は法的な代理であることを明示した場合のほかは、販売代理商品の販売においても、当社がお客様に対する売主となり、お客様に対して代金等の債権を有します。

第3条 内容・利用条件

販売代理商品の内容及び利用条件は、販売代理商品の販売元が設定した内容に基づきます。お客様は当社から販売代理商品を購入する時点で、販売代理商品の内容と利用条件を承諾したものとみなされます。

第4条 提供

販売代理商品の提供やサポートは販売元のみが責任を負います。当社が任意にサポートを行うことがありますが、当社に係るサポート等の義務を生じさせるものではありません。

第5条 瑕疵・欠陥

販売代理商品の内容について、瑕疵、欠陥又は不具合がある場合、当社は販売代理商品の返品を受け付け又は提供の停止をして、当該販売代理商品の代金を返還します。ただしこれらの瑕疵等によりお客様やお客様の関係先が損害を被った場合でも、当社は、代金の返還のほかには、損害を賠償したり、その他の補償をしたりする義務を負わないものとします。